登山道等の森守ボランティアに関する要綱

令和7年1月29日 建設局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、登山道及び山麓展望公園、自然公園施設等(以下「登山道等」という。)における 奉仕活動を行う団体(以下「森守(もりもり)ボランティア」という。)を育成し、登山道等の維持 ならびに保全を図り、利用者の安全で快適な利用に資することを目的として、地方自治法(昭和 22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関す る規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほ か、森守ボランティアが行う活動に関して必要な事項を定める。

(構成団体)

- 第2条 森守ボランティアを構成する団体等は次の各号に該当する団体とする。
- (1) 毎日登山等を実践する登山会等の団体
- (2) 登山道等において、第1条に規定する目的のボランティア活動を希望するボランティア団体 またはNPO並びに企業内ボランティアグループなど
- (3) その他、市長が必要と認める団体

(対象区域)

第3条 活動の対象区域は、建設局が所管する日常的な利用が頻繁に行なわれる登山道等で市長が 必要と認める区域とする。

(活動内容)

- 第4条 森守ボランティアの活動内容は、登山道等を安全で快適に利用できるよう、次の各号に定めるものとする。ただし、第4号ならびに第5号に定める活動内容は別表1に定める。
- (1) 清掃
- (2) 草刈
- (3) 倒木、がけ崩れ、階段や道標など施設の破損等の森林整備事務所への通報、連絡調整
- (4) 第1号から第3号を除く登山道等の保全に関する活動
- (5) その他森守ボランティアの目的達成にために必要な活動

(結成手続)

- 第5条 森守ボランティアを結成しようとするときは、「森守ボランティア組織結成届」(様式第1号)及びその他必要書類を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は前項の届出を受理したときは、速やかに活動団体として適当かどうか審査し、適当と認めるときは「森守ボランティア活動試行承認書(様式 2 号)」を交付する。
- 3 市長は、前項の承認書に定める期間を経過後、活動状況に問題がないと認める場合は、「森守ボランティア組織・活動認定書」(様式第3号)を交付する。

(届出事項)

- 第6条 森守ボランティアを代表するものは次の各号の一に該当するときは、市長に届出なければ ならない。
- (1) 代表者または活動区域・内容等を変更するとき(様式第4号)
- (2) 森守ボランティア活動を廃止するとき(様式第5号)
- 2 森守ボランティアの構成団体に変更があった場合は、現に認定されている森守ボランティアを廃止し、改めて森守ボランティアの認定申請を行うものとする。

(認定の取り消し)

- 第7条 市長は次の各号に該当する場合は「森守ボランティア活動認定取消通知書(様式第6号)」 により、第5条3項の認定を取り消すことができる。
- (1) 第15条に基づく交付決定の取り消し処分を受けたとき
- (2) 第9条に基づく活動計画書の提出がなされないとき
- (3) 第12条に基づく活動実績報告の提出がなされないとき
- (4) その他市長が必要と認める場合

(助成金の額)

- 第8条 市長は第4条に掲げる活動に対し、助成金として次の各号に該当する額を交付することができる。
- (1) 助成金の年度あたりの額は「森守ボランティアへの助成金交付基準」(別表 1)により算出した額を上限として予算の範囲内で交付することができる。ただし、交付決定後の活動対象区域及び内容の変更等(管理区域・内容の減は除く)は、当該年度助成金に影響しないものとする。
- (2) 上記により算出した額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- (3) 年度途中で新たに発足した森守ボランティアへの助成金の算出については、活動月数に応じて月割計算(1月未満の端数切り捨て)によるものとし、算出した額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(活動の実施および助成金の交付申請)

- 第9条 森守ボランティアが、活動を実施しようとするとき、および補助金規則第5条第1項に基づき前条助成金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- (1) 「活動計画書及び助成金交付申請書」(様式第7号)
- (2) その他、市長が必要と認めるもの
- 2 申請の時期は、団体の結成年度にあっては第5条第1項に基づく「森守ボランティア組織結成 届」の提出時に、翌年度以降の申請については前年度の3月末までに行わなければならない。

(助成金の交付決定)

第 10 条 市長は、補助金規則第 6 条による助成金の交付決定を行うときは、交付申請の内容及び助成の適否を審査し、その結果を「助成金交付決定(不決定)通知書」(様式第 8 号)により森守ボランティアに通知する。

(助成金の請求および交付)

- 第11条 助成金は全額を概算払いとし、森守ボランティアが助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書(様式第9号)を前条の交付決定後速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに助成金を森守ボランティアに交付するものとする。

(活動実績報告)

- 第12条 森守ボランティアは、当該年度の活動終了後速やかに、次の各号に定める書類により当該年度の活動実績を市長に報告しなければならない。
- (1) 活動報告書(様式第 10 号)
- (2) 収支報告書(様式第 11 号)
- (3) その他、市長が必要と認めるもの
- 2 市長は前項の規定にかかわらず、前項に規定する書類または記載事項のうち必要がないと認めるものについては、その報告、添付又は記載を省略させることができる。

(助成金の交付額の確定及び精算)

- 第 13 条 市長は、補助金規則第 16 条による助成金の交付額の確定を行ったとき、助成金額等確定 通知書(様式第 12 号)により、速やかに森守ボランティアに通知するものとする。
- 2 市長は前項において、確定した交付額が当初交付決定額と同額の場合は通知を省略するものとする。
- 3 市長は、補助金規則第 16 条により助成金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の助成金の返還を命じるものとする。
- 4 森守ボランティアは、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(権利義務の譲渡)

第 14 条 森守ボランティアは、第 5 条及び第 10 条によって生ずる権利または義務を第 3 者に譲渡し、または継承させてはならない

(助成金の交付決定の取り消し)

- 第 15 条 助成金の交付を受ける森守ボランティアが下記の各号に該当するとき、市長は補助金規則第 19 条により助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
- (1) 申請内容に事実と異なる記述があったとき
- (2) 助成金を他の目的に使用したとき
- (3) 市長が付した条件または指示等に従わなかったとき
- 2 前項の規定は、助成金交付額の確定があった後においても適用する。
- 3 市長は、第1項の規定による取り消しをしたときは、森守ボランティアに対し、速やかにその旨を助成金交付決定取消通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

- 第 16 条 市長は前条の規定により、助成金の交付決定を取り消された場合で、すでに対象の森守ボランティアに助成金を交付しているときは、助成金の当該取り消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、第6条第2号に基づき廃止する場合又は第6条第3号に基づき休止する場合及び第7 条に基づき認定を取り消した場合は、第12条に定める書類を提出させるとともに、助成金に残 額があるときは、期限を定めて森守ボランティアに助成金の返還をさせるものとする。

(関係書類の整備)

第17条 森守ボランティアは、第12条に定める活動報告書等を当該活動の完了、又は廃止の日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、森守ボランティアの認定や助成金の交付に関して必要な 事項は、建設局長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(旧基準の廃止)

1 この要綱の施行前の「毎日登山道等森守ボランティアに関する助成要綱」はこれを廃止する。

(経過措置)

1 この要綱施行前に現に活動している森守ボランティアについては、この要綱の施行後においても、この要綱に基づくボランティア組織とみなす。

別表 1(要綱第4条および第8条関連)

森守ボランティアへの助成金交付基準

活動箇所	メニュー	内容・条件等	助成額
登山道	① 清掃	年6回以上	15,000 円/km
	② 草刈	年1回以上	5,000 円/km
自然公園施設·	③ 清掃・草刈	下表のとおり	下表のとおり
展望公園等			※面積による
トイレ	④ 清掃・管理	日常管理。トイレ清掃、トイレットペー	80,000 円/棟
		パー補充、電球交換等含む	
全般	⑤ 登山道等補修	階段、土留め、柵等の補修	5,000 円
		別途材料支給(丸太・杭・板)可能	
	⑥ その他啓発・報	市民への啓発活動(ガイド、クリーンハ	10,000 円
	告通報等	イク)、配布物作成、市への報告通報など	

[※]各メニューは年間実施回数に関わらず、基本助成額×延長等×1の助成とする。

自然公園施設・展望公園等 面積別助成金額表

	条件					
面積	*	2,000㎡以下	5,000㎡以下	1ha以下	2ha以下	2ha超
清掃	年6回以上	15,000円	22,000円	30,000円	44,000円	55,000円
草刈	年1回以上	10,000円	15,000円	20,000円	30,000円	36,000円

[※]面積は、敷地面積ではなく申請地の実態を踏まえ認定する。

[※]⑤・⑥は実施内容に関わらず同額の助成とする。